

# 十勝圏複合事務組合公平委員会運営に関する規則

〔平成30年4月19日〕  
公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、十勝圏複合事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(公印)

第2条 委員会の公印は別表のとおりとする。

(準用規定)

第3条 委員会の処務規則等については、帯広市公平委員会の次の規則を準用する。

- (1) 帯広市公平委員会処務規則（昭和47年帯広市公平委員会規則第2号）
- (2) 帯広市公平委員会議事規則（昭和26年帯広市公平委員会規則第1号）
- (3) 帯広市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年帯広市公平委員会規則第2号）
- (4) 帯広市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和26年帯広市公平委員会規則第3号）
- (5) 帯広市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年帯広市公平委員会規則第4号）
- (6) 帯広市職員の退職管理に関する公平委員会規則（平成28年帯広市公平委員会規則第1号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

	公印の名称	形状	寸法	個数	保管場所
1	十勝圏複合事務組合 公平委員会之印	正方形	20 mm	1	総務課
2	十勝圏複合事務組合 公平委員会委員長之 印	〃	20 mm	1	総務課